

研
究

加奈陀に於ける國有未開地區劃制度

高岡熊雄

—

或る國が植民地を獲得して來住者に國有未開地を處分する場合には(一)土地の處分をなす度毎に處分すべき土地の面積を能く測定して之を冀望者に交付することがある。(二)或は又別に斯の如く實地に就きて土地の測定をなさず机上に於て大凡土地の位地及び面積を計量して先づ之を處分し置き他日其の土地の開墾等が成効して後愈之が所有權を交附せんとする場合になつて初めて實地に就きて

精細に之が面積を測量することがある。(三)或は國家は豫め先づ處分すべき國有地を或る一定の標準に基きて測定し之が圖面をも作成し之に依りて土地の處分をなすことがある。所謂區劃制度と稱するものが是である。

此等三種の方法の内第一の方法によれば土地の處分をなすに頗る手数を要して事務が繁雜に流るるものなれば處分すべき國有地の面積が少なき場合に於てのみ行はれ得べきものである。第二の方法は殖民事業を行ふに當り未だ準備の充分に出來ざる内に移住者に土地を處分する必要がある場合に多く用ひらるゝ一の便法に過ぎない。之に反して土地の區劃制度は廣漠なる國有地を處分する場合に必要にして且つ便宜が頗る多い。何ぜなれば

一、移住者が殖民地に來住する前に豫め既に土地の區劃をなし其の位地及び面積等が明瞭となり居るを以て例へ多數の移住者が一時に押寄せ來たるとも極めて迅速に土地を處分して早く生活の安定をなさしむることが出来ること。

二、土地は一定の面積に區劃せられれば何人と雖も其の面積や境界線を能く熟知し隣近の所有地との間に境界線の争をなすことが少なくなること。

三、區劃地は之と同一の面積ありて境界線の不整なるものに比較すれば其の境界線は無論短かき

を以て其の周圍に設くべき垣柵や溝渠の長さは短く之が建設に要する經費も割合少ない其の上境界線に沿ふて耕作をなすことの出來ざる土地の面積も少なくなる事。

四、土地を區劃して處分するときは一人の所有地は多くは一ヶ處に纏つて存在し所有地の筆數も少なく農業經營も便宜となる事。

五、區劃地の境界は整然として居るから農業經營上或は牛馬を使役し或は機械力を利用する上に便宜が多い事。

六、區劃制度では土地の調査上製圖をなすに便宜なることは言を俟たない。

二

此等の諸點は區劃制度の齎す利益の主なるものであるが此等の利益が果して實際に實現せられ得るや否やは一に區劃制度の定め方如何である。區劃地の大小面積方位等の如何が問題である。若し此等の問題の解決宜しきを得ざるときは却つて植民地の發展を阻害する恐なきにしもあらずである。例へば佛蘭西が嘗て加奈陀を以て植民地となし植民者に土地を處分する場合に區劃制度を採用したことがある。元來佛蘭西人はアングロサクソン民族が不羈獨立の氣象に富めるを以て廣き所有

地内に獨立して生活を營み得るとは異なり彼等は社交的の民族なれば常に比隣のものと同往來することを好む。此の國民性に適應せしむる爲めにセントローレンス川の附近に設けたる植民地は間口が極めて狭く奥行の極めて長き區劃に分割して之を移住者に交附した。是れ移住者が互に相交際するには便宜なりしには相違なきも農業經營上には不便甚しく遂には加奈陀に於ける佛蘭西植民の蹉跌した一の原因をなしたのである。又我が帝國が南樺太を露國より割讓せしめ我が領土となしたるとき國有未開地の處分をなす爲めに區劃制度を施行した。其の際に新版土の自然的狀況や露西亞人の農業經營の跡等を考へ我が國よりの移住者も農業經營上飼畜を兼ね行ふを以て有利にして且合理的なりとし移住者に處分すべき土地の單位面積を間口及び奥行共に百五十間即ち二萬二千五百坪(七町五反歩)と定めて土地を區劃した。然るに其の後實際に移住したるものは七町五反歩の土地を充分に利用すること能はずとし區劃制度を改めて北海道と等しく間口百間奥行百五十間即ち面積一萬五千坪(五町歩)を以て單位面積とした。此の改正は果して樺太の事情に能く適合せる改正なりや將た改惡なりや其の間疑なき能はずである。我が北海道の如き農業者一戸に處分すべき單位面積は前記の如く五町歩なるが一時は府縣に於て一町歩經營に慣れたる農家に採つては其の面積稍廣きに過ぐるを以て之を三町歩となすべしとの議論が當局者の間に盛んに論議せられたこともあつ

た。若し此の説の如く本道の區劃制度が改正せられたならば本道に移住するもの、經濟的境遇は府縣に於けると餘り大差なくして別に之が向上を見ることも出來ず其の結果移民招徠の妨となりたるならんに遂に其の説の實行せられざりしは本道拓殖の爲めに幸であつた。

此等二三の例より考へて見ても區劃制度を設くるに當り其の制度を如何にすべきやを決定するは決して容易の事でないことが明かであらう。從來此の種の制度を採用したる國は之が爲めに非常なる苦心をなしたものである。今余は之が一例として北米加奈陀が國有未開地の處分をなす爲めに定めたる區劃制度の概要を述べんとするのである。

三

加奈陀に於ける國有地處分法は地方に依りて多少其の趣きを異にする。加奈陀中央政府はマントバ、サスカチエワン、アルバータ、ノースウエスト Territory 及び英領コロンビヤ州内の二地方を合したる所謂平原地方に在る國有地を直接處理する權能を有し其の他の地方に在るものは其の土地の所在する處の州政府の宰る所である。所謂平原地方は其の總面積四億五千四百七十八萬九千六百七十八英町步にして其の内農耕適地は約一億七千八百萬英町步に上るも現時農耕に利用しつゝある

ものは僅に三千五百八十四萬七千英町歩にして農耕適地の僅に二割に過ぎない。今後開きて以て農耕地となすべきものが頗る多く中央政府が銳意移民の招徠に力を盡しつゝあるも宜なりと謂つ可きである。中央政府は斯くの如き廣大なる面積を有する國有地を處分するに當り事業の進捗を計らんとして採用したるは所謂區劃制度である。是れ隣邦北米合衆國が一七八五年五月二十日の布令を以て定めたる Rectangular System に倣つたものである。

四

北米合衆國にては嘗て西部地方の開發策を講究せしむる爲めにジェンファーンソンを主査となしたる調査會を設けた。此の調査會は種々研究の結果一七八四年に一の報告書を政府に呈出し西部地方を開發するが爲めには先づ之を十哩平方宛に區劃し更に此の大區劃を一哩平方づゝの小區劃に區分するハンドレット制を實施すべきであると勸告した。一七八五年の布令に依れば政府は調査會の報告の主旨は之を採用したるも大區劃は委員會の主張せる十哩平方説を採らずして其の代りに六哩平方となした。⁽¹⁾ 此の有名なる區劃制度が果して何人の創意に成りしや之を知ることが出來ないのは眞に遺憾の至りである。北米合衆國土地委員會のドナルドソン Donaldson ⁽²⁾ は西部地方の自然的狀況が

經度及び緯度に沿ふて測量をなし易きとヴァージニアが土地を中央政府に割譲したるとき他日西部地方に州を設くるときは其の大きさを百哩平方より小ならず百五十哩平方より大ならざる正方形となすべしとの意見ありたるに基したるものであると云ひオースチン・スコット Austin Scott 教授は和蘭の測量師デ・ヴィット De Wit がジェファーンソンに勧めたるもので舊の羅馬の制に倣つたものなりと云ふ。何れが果して眞なりや明かならずである。北米合衆國にてはペンシルヴァニア州の南境を東西に走る線とオハイオ川との接叉點を以て區劃割の基標と定め之より東西及び南北に夫々規定の標準に基きて未開地を一定の面積に測量し區劃した。

(1) Sato, S. The Land Question in the United States p. 134.

(2) Ibid. p. 134.

五

加奈陀に於ける區劃制度は北米合衆國に倣へるもので大同小異である。一八六八年初めて國有地測量法なるものを制定し其の後多少の改正を加へられたるも其の根本の方法は何等變りなく現行法は一九〇八年三月十七日裁可を経て公布したるもので An Act respecting the Surveys of the Public

Lands of the Dominion and the Surveyors entitled to make such Survey と稱し一般に之を略稱して單に The Dominion Lands Surveys Act と言ふ。今其の概要を述べやう。

國有未開地は先づ之を正方形のタウンシップ township に分つ。是れ他日開拓事業の終りを告るとき一の村落を形成せしむる基礎的の面積である。一タウンシップの大きさは約六哩平方なるも造成すべき道路の幅及び子午線の關係にて多少の廣狹がある。タウンシップの東と西は子午線に依り南と北は緯度に沿ふて之が界を定む。各タウンシップには番號を附す。其の方法は緯度と子午線とに依る即ち所謂國際的境界線として北米合衆國と加奈陀との國境をなす北緯四十九度を以て基として之より北に向つて順次一番二番三番と呼ぶのである。又子午線はヴェニベツグ市の西方約十二哩に當りグリーンウイツチより西經九十七度二十七分三十秒の處を通過するものを以て基準子午線とし第二子午線は西徑約百〇二度第三子午線は百〇六度に在り。夫れより西方に四度づゝの間隔を以て第四第五及び第六の子午線を定め英領コロンビヤには特に所謂海岸子午線を設く。一の子午線と次の子午線との間を「列」range に分ち第一列第二列等と稱す。基準子午線よりは東若くは西に其他の子午線よりは西にある「列」の順序に依りて夫々タウンシップを命名する。例へば township 50, range 2, west of the Fourth meridian 即ち第四子午線の西にして第二列に在る第五十番のタウンシ

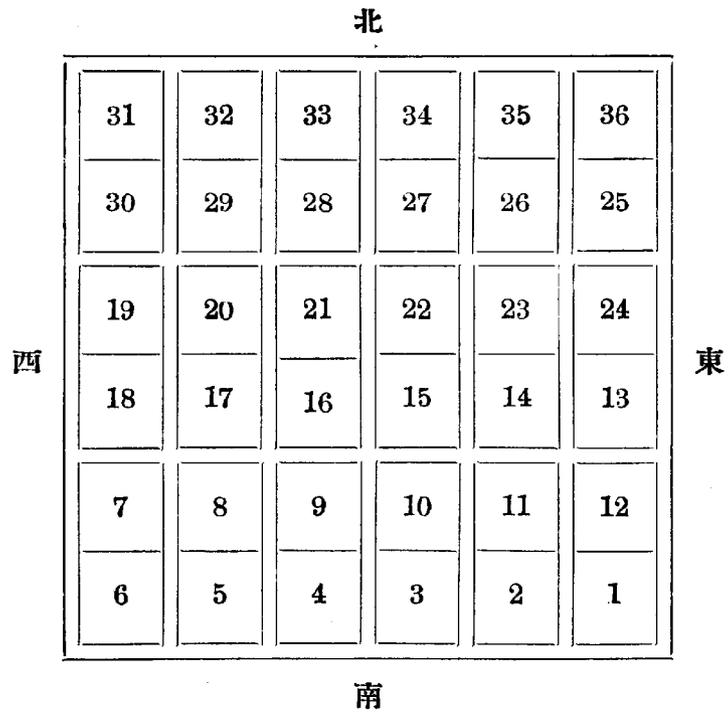
ツプと呼ぶが如きである。是れ即ち此のタウンシップは北緯四十九度より北の方五十番目のタウンシップにして第四子午線より西に算へて第二列にあるものゝ意にして何人と雖も直ちに其の位置を知ることが出来る。

六

タウンシップは之をセクション section に分つ。一セクションの大きは一平方哩即ち六百四十英町歩にして一タウンシップは三十六のセクションを含む。各タウンシップ内に在るセクションは夫れ々番號に依りて之を示す。番號はタウンシップの南東隅に在るセクションより呼び始め之を一とし夫れより順を追ふて西に進み七にて北方に進みて第二列に入り更に順次東に進み十三にて第三列に入る。斯くして終に東北隅にあるセクションの三十六を以て終るのである。次の第一圖は明かに之を示す。

之を北米合衆國の區劃制度に比するにタウンシップ及びセクションの割り方は同じなるもセクションの番號の付け方は異なる。合衆國にてはセクションの番號はタウンシップの東北隅にあるものより呼び始めて東南隅に至りて終るのである。

(圖 一 第)



1st base line と定め之れより北に進みて第四タウンシップと第五タウンシップとの間を走る東西線を第三基線とする。其の他順次北に進むに従ひ之れに準じて四箇のタウンシップを隔つる毎に一の基線を設け之を第四基線第五基線等と夫々名ける。基線の外に又所謂補正線 correction line を設ける。第一補正線は第一基

タウンシップの東と西の境界線は曩に述べし如く子午線に依りて測量する。然しながら子午線は平行線でなく北方に進むに従ひ漸次其の間隔を縮少するものであるから今國際的境界線なる北緯四十九度よりして子午線に平行して一直線に北に向つて各タウンシップの東と西の境界線を測量するときは北に進むに従ひタウンシップの幅は次第に狭く其の面積は小さくなる譯である。故に加奈陀の區劃制度ではタウンシップの大きさを同一となす爲めに一の方法が定めてある。即ち先づ北緯四十九度を以て第一基線

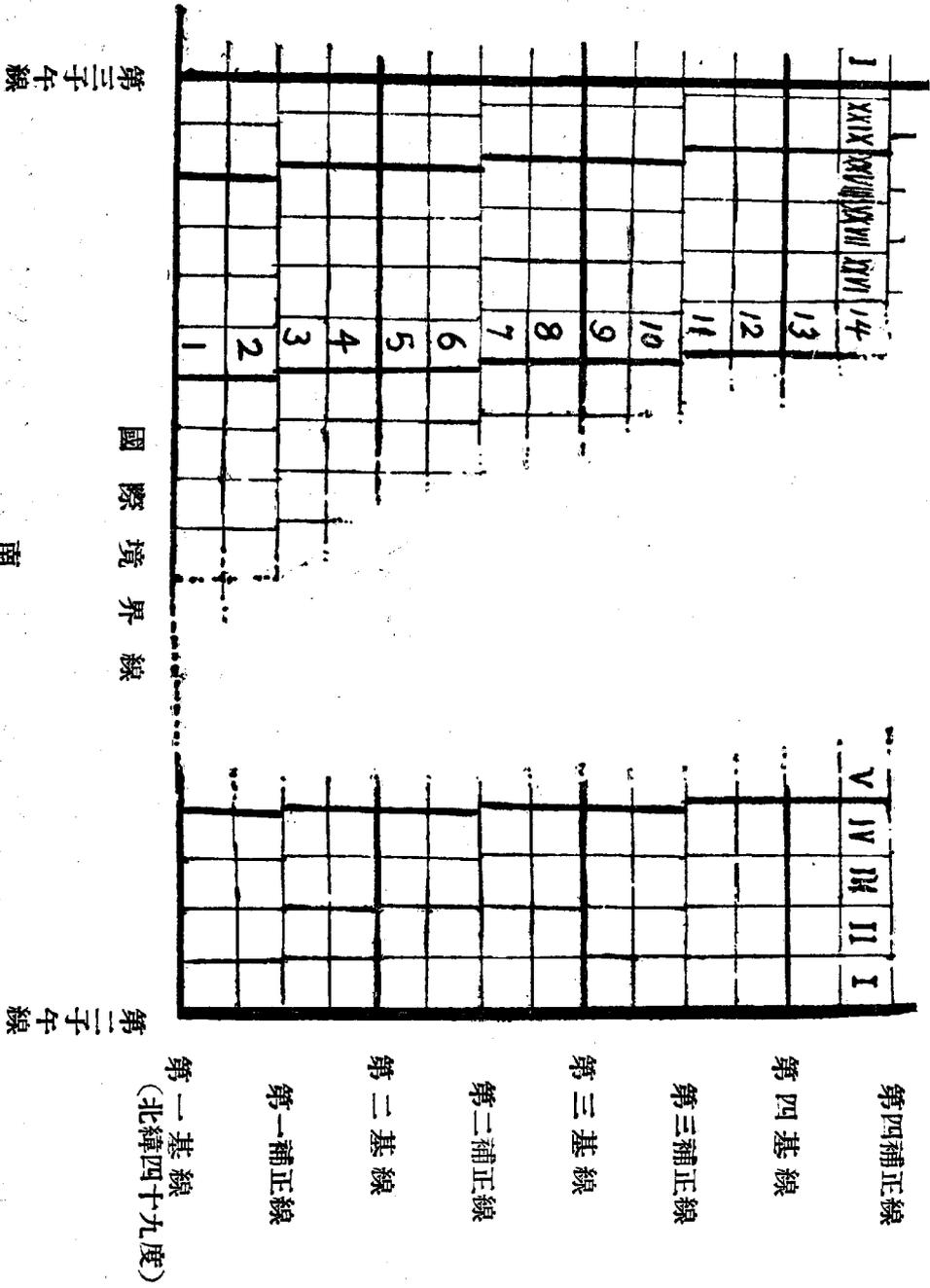
線より北に算へて第二タウンシップと第三タウンシップとの間を走る東西の線にして之れより北に四タウンシップ置きに一の補正線を設け之を第二補正線第三補正線等と稱する。されば此等の基線及び補正線は何れも皆國際的境界線なる四十九度の緯度に平行するものであることは言ふまでもな
す。

而して各基線上に在るセクションの幅は何れも皆一哩即ち八十チェーンとし之れに道路幅を加へたるものを基として一タウンシップの幅を定むるのである。基線上に在るタウンシップの幅が定れば更に夫れを基として當該基線より南と北とにある最も近き補正線まで一直線に測量して之をタウンシップ セクション等に細分するのである。斯る方法に依りて測量するときは各補正線上に於てタウンシップは北に進むに従ひ常に少しづつ西の方に寄りて其の所に多少の喰違ひを生ずることとなるも各タウンシップの幅及び面積は何れも皆同一となる。第二の子午線よりしては又前述せると同一の方法を新たに繰り返してタウンシップを測量するのであるから最後の「列」即ち次の子午線の直く東の列にあるタウンシップ丈けの面積は大小不同となるのである。

次の第二圖が此等の關係を明かに示す。

(第二圖)

北



タウンシップは之をセクションに分割する。一セクションの大きさは既に述べし如く一平方哩即ち六百四十英町歩である。之を四分したるものを四分の一セクション quarter section と稱し其の大きさは百六十英町歩である。移住者に處分する單位面積であつて北海道に於ける五町歩の小區劃に相當するものである。四分の一セクションは更に之を四分し名けて十六分の一セクション quarter quarter section と云ふ。各四十英町歩の大きさを有す。是れ國家が設くる區劃の最小面積にして之を legal subdivision と名け之れより以下の面積には國家は國有地を細分しないのである。十六分の一セクションには番號を附す。其の方法はタウンシップの夫と相等しくセクションの東南隅に在るものより一、二、三、四と算へ始め東北隅の十六

(圖 三 第)

	北				
	13	14	15	16	
	12	11	10	9	
西	5	6	7	8	東
	4	3	2	1	
	南				

を以て終る (第三圖)。

八

一タウンシップ内に設くる道路の數及び其の幅は地方に依りて異なる。其の内最も普通なるは幅一チエーン(六十六尺)の道路を各セクションの南北線及び一つ隔きのセクションの東西線に沿つて設くるのである。其の結果として一タウンシップの東と西の境界線は四百八十三チエーンとなり南と北の境界線は四百八十六チエーンとなる。此の外幅一チエーン五十リンクの道路を各セクションの周圍に設け一タウンシップの大きさを四百八十九チエーン平方となす處も在る。是れはマニトバ州の南部地方の如き比較的開拓事業の進歩の速かなる地方に見る。英領コロンビヤ州内のカナジアンバシウィック鐵道の沿線二十哩以内に於ては別に道路敷地を測定せずして其の代り各四分の一セクション即ち百六十英町歩の面積に對し道路敷地用として三英町歩を増して測量する即ち四分の一セクションの東西線を四十チエーン五十リンクに南北線を四十チエーン二十五リンクとなすものにして一タウンシップの面積は曩に述べたる最も普通に行はるゝ測量法と何等異なる處がない。又地方に依りては一タウンシップは六哩平方即ち四百八十チエーン平方とし之を三十六のセクションに分つのみにて何等道路敷地を豫測せざる處もあるのである。此等種々なる測量法の行はるゝ地方は

夫々豫め定められあるも今一々之を陳述するも吾人に取りては價值少なきが故に此所には之を略することとする。

九

以上は主として農業に利用すべき國有未開地の區劃制度の一般であるが將來農村の發達に應ずるが爲めには此等區劃地の一部を更に區劃して市街地を建設する必要がある。今其の區劃方法の大要を述べやう。

農村市街地はセクションを更に分割して設くるのである。先づ道路に就て述べれば道路は街路 *street* 及び幹線街路 *avenue* の二種とし何れも其の幅は六十六尺（一チェーン）より狭からざるを以て一般の原則とする。然しながら若し一區域内に於ける道路の數を増加し其の幅が合して六十六尺の割合となるときは其の限にあらざるとする。而して又主要道路にして交通上特に必要ありと認むるときは六十六尺以上に其の幅を廣むることを得。又將來隣接の地區が市街地として分割せらるゝものなれば市街地の境界に在る道路は普通道路幅の半分となして置くも差支ない。平地にては街路及び幹線街路は直角交叉式に依るものとす但し適當と認むるときは直角以外の角度にて交叉せしむ

ることが出来る。

街路及び幹線街路の方向は市街敷地の自然的状態に依りて定むべきものとし一定の標準は示してない。街路には一定の方法に依りて之が名稱を附す。例へば將來市街地の中心たるべき街路は之を Centre street と呼び其の他の街路は之に平行して設け其の方位に依りて東或は西若くは南或は北とし且つ之に番號を附するのである即ち東何條南何條と稱するが如し。幹線街路に付きても亦同様である。若し舟楫の便ある河川に沿ふて市街地を區劃する場合には先づ其の沿岸に於て他のものよりは幅の廣き街路若くは幹線街路を設け其の他の街路若くは幹線街路は之に平行せしめ沿岸にあるものよりして漸次其の「通」を算へて之に名稱を附するものである。

建築敷地 Lot の廣さは間口六十六尺(一チェーン)奥行九十九尺(一チェーン半)若くは間口五十尺奥行百二十尺又は其れ以上のものを以て普通とする。然しながら土地の状態や特殊の要求に應じて其の大きさを變更することは出来る。例へば將來商業地區となるべき所は住宅地區よりも建築敷地の大きさを稍小さく區劃するのが至當であるとしてある。

街廊 block は其の二方を街路に依り他の二方を幹線街路に依り境せらるゝ様に設くるを普通とする。特別の場合を除くの外は街路と街路との間隔は五百尺を超過することを許さない。されば若し

建築敷地の廣さが間口六十六尺奥行九十九尺にして建築敷地の裏に裏通を設けざるときは一の幹線街路の中央から次の幹線街路の中央に至るまでの間隔は四チエーン即ち二百六十四尺とし一の街路の中央から次の街路の中央までの間隔は八チエーン即ち五百二十八尺とする。最も街路及び幹線街路の幅が六十六尺以上なれば其の差丈け前述せる間隔は延びるのである。

若し街廊の長さが五百尺にして幅が三百二十尺のものなれば其の長さに沿ふて之を二等分し中央に幅二十尺の裏通を設け間口五十尺奥行百五十尺の建築敷地十箇宛を二列に區劃するのが普通である。

街廊は規則正しく順序を逐ふて番號若くは記號を附して之を示す。同一街廊内にある建築敷地も亦同様に番號若くは記號を附す。

總て建築敷地及び街廊は其の境界線を明瞭にし他日争の起ることなき様其の角に夫れく鐵製の標柱を建てる。

以上は市街地區劃法の一般的標準を述べたるものであつて實際に市街地を區劃する場合には其の實情に最も能く適應する如く便宜之を取捨し得るのである。

加奈陀中央政府が前述したる區劃法に依りて區劃したる國有地は如何なる方法に依りて之を處分

するか即ち國有地處分法は稿を改めて之を述ぶることとする。(六一五、九、二五)